

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和4年6月7日(火)			
会議時間	開会	午前11時00分	閉会	午前11時38分
場 所	第1委員会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委 員 齋 藤 禎 弘		委 員 岩 渕 典 仁	
	委 員 岡 田 もとみ		委 員 小 山 雄 幸	
	委 員 千 田 恭 平		委 員 千 田 良 一	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	主任主事 伊藤悠子			
紹介議員	なし			
参 考 人	なし			
出席説明員	建設部長 ほか3名			
本日の会議に 付した事件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願審査 請願第1号 居住地区(団地)における治水に関する請願			
議事の経過	別紙のとおり			

産業建設常任委員会記録

令和4年6月7日

(開会 午前11時00分)

委員長 : ただいまの出席委員は8名であります。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

本日の審査に当たり、当局から建設部長の出席を求めました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりです。

初めに、請願審査を行います。

請願第1号、居住地区(団地)における治水に関する請願についてを議題とします。

3月8日にこの請願と同内容の陳情が当局に出され、4月25日に回答した内容について、当局より説明を求めます。

渡辺建設部長。

建設部長 : 着座にて失礼します。

令和4年3月8日付で市に要望がありました、一関市滝沢字鶴ヶ沢地内の居住地区(団地)における治水に関する陳情について、令和4年4月25日に相手方へ訪問し、回答をいたしました。

その回答内容につきまして、道路管理課長より報告いたします。

よろしく願いいたします。

委員長 : 小野寺道路管理課長。

道路管理課長 : 陳情への回答内容について、私から御報告させていただきます。

令和4年4月25日午後に、陳情をいただいた地域の方のお宅へ、私と、中村課長補佐、職員1名の計3名で訪問し、回答をいたしました。

相手方は、陳情の代表提出者の千葉三七子さんをはじめ、周辺の住民の方々、区長など、計9名の方が出席されました。

陳情の内容として、大きく、雨水の個人宅地内への流入防止、上記に不可欠な住宅団地内私道(公衆用道路)の一体的整備、の2点でございましたが、それに対します回答といたしまして、資料の1ページ目に回答書を添付させていただいております。

内容を読み上げます。

要望のありました滝沢字鶴ヶ沢地内の住宅団地内、私道（公衆用道路）の雨水流入防止対応については、民有地であることから、所有者または使用者での対応をお願いします。

また、私道（公衆用道路）整備に対する助成制度につきましては、現在のところ、策定の予定はありません、市の対応内容をお伝えし、道路の管理状況や市道認定に係る基準などの内容について説明を行い、回答書をお渡しいたしました。

相手方からは、市道認定基準への見直しについてや、実際に多くの方が利用している道路であることなど、御意見をいただきました。

残念ながら回答に対して、納得いただけた状況までとはなりませんでした。

以上、回答の内容について御報告させていただきます。

委員長：これより質疑を行います。

岩渕委員。

岩渕委員：説明ありがとうございました。

先ほど、このような説明をした時に、先方からどういった反応があったかというところの結論のところは、ここまではできなかったということで終わられていたけれども、もう少し詳細に、どういったやりとりがあったのか、再度どういった要望があったのかについてちょっと説明していただければと思います。

委員長：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：それでは私のほうから、説明をさせていただきます。

順番がちょっとあれですが、まず、個人所有地だからといって、みんなが使うところの道路であるのに市で何もしないというのはなかなかそういう姿勢は納得できないというようなことをいただきました。

あと、市道認定については、要件に合致しないから認定しないというのは、なかなか納得できないと。

もっと利用頻度が少ない市道というのが実際認定されているものもあるのではないかというようなお話もいただきました。

相手方が、所有者の方が土地を譲るというお話もいただいているというような中で、市が受けないというのは理解できないというような話をいただきました。

それから個人所有地、私道なのですが、碎石などを敷いていただけないというのは、ちょっと納得できないというようなお話をいただきました。

委員長：千田良一委員。

千田（良）委員：今の説明の中で、たしか3つ目だと思ったのですが、市が土地の寄附か何かを受けないというようなことを、ちょっと詳しくお願いします。

委員長：小野寺道路課長。

道路管理課長：市道認定基準にも関わってくるのですが、市道認定基準の中に、所有者が寄附という形で提供されると、それに対して、抵当権等も何もないというような条件も1つとしてはあるのですが、御寄附をいただいてもその他の部分、市道認定なりの基準に合致しない面がございまして、そういう意味では、受けることも含めて、今の状況では市道認定ができないというようなことでの回答をさせていただいております。

委員長：小山委員。

小山委員：ここにこの住宅を建てるに当たって、旧住宅金融公庫とかそういう資金を借りて建てた場合、入り口というか、そういうものがないと許可ができなかったと思うのですが、そういうことができたということは、そこは道路として認定されていたのではないかと思うのですけれども、そういう兼ね合いみたいなのはないのですか。

委員長：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：全てではないのですが、道路幅が5メートルぐらいある現地でございましたので、恐らく4メートル以上ということで底地が私有地ですが、道路形状をなしていたということで、住宅の部分については許可がおりているものと思います。
ちょっと確認はできておりません。
位置指定道路になっていないのは確認しております。

委員長：千田恭平委員。

千田（恭）委員：本日の資料の中で、2つほど説明をお願いしたいのですが、地籍図が1枚ものでございます。

それから別紙4と別紙5ということで、図面といいますか、それについて御説明いただきたいのですが、まず地籍図のほうですが、大きな丸印が図面についていまして、これが69-77という地番になっています。

この69-77の地番が請願者の土地だと思うのですが、この南のほうに69-112、それから69-78、72-15とあります。

これが実際に進入路という形かなと思いますが、そうでないと公道に接するとう条件を満たしていませんよね。

今言った3つの地番の公図上の表記は、土地になっているのか道路になっているのかということと、併せて、その大きく矢印があって、公図で道-5となっており、法定外公共物と捉えてしまうが地番のある民地である、ということの説明をまずお願いしたいと思います。

委員長：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：それでは今、2点についてお伺いがありました。

ちょっと調べていないところもあるのですが、この図面で申し上げます69-77が、相手方代表者の方の御自宅になっておりまして、この方の接道は今お話しただいたとおり、69-78、72-15というところで、南北に走る道路に接道している状況になっております。

資料の航空写真のほうで見ていただければ、この69-77の宅地はここに門口といますか、それがついてございます。

所有者までは調べてきておりませんでした。

続きまして、上の部分の公図で道-5となっているというところでございますが、今回、要望のうち、2番目の住宅団地内私道というのは、この部分を指しているところございまして、資料の図面、色をつけた部分が、一応この整備をしてほしいという要望をいただいた部分になってございます。

ここの道路の部分の排水が、この69-77の方のほうに、図面上からいっても上から下にですが、北から南に下っていくような勾配になっておりまして、この道路の部分の雨水等が、この方の住宅の脇の側溝を通っていくということでの話が1番の雨水の個人宅地内への流入防止というようなところの、大きな内容になっているということでございます。

千田（恭）委員：もう一つ、別紙4の見取図、図面にいろいろコメントというか、書いてありますけれども、回答は、確かに民地であるからその所有者同士の話合いでやってくださいというのは、分かります。

それでそれがうまくいかないから何とかしてほしいという請願と陳情だと思うのですが、例えばのお話、市のほうでこういうような解決策はあるのではないかとというような提案というか提示というのはできないものなんでしょうか。

例えばの話ですが、現地の方とこういうようなお話をして、ここに側溝をつければ解決するのではないですかとか何かしらの解決策を示してあげないと、本当に困ってにっちもさっちもいかないような状況にも捉えられるのですが、その点はいかがお考えでしょうか。

委員長：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：今お話がありました解決策の部分については、この前の4月25日に、相手方の御自宅でお会いした形でしたので、その後、私が直接、その前後に、ちょっとこの場所での立会いは、隣接の方も含めての立会いをちょっとまだしておりませんでした。以前には、現地を確認等々で、何度か現場は見たりしている状況でございましたが、回答の説明をしたときにはその方策についての説明まではちょっとしておりませんでしたので、今後、今の状況でございますので、またお話の際には、そういうお話もできればなというように今は思っております。

委員長：千田恭平委員。

千田（恭）委員：私たちが現場に行ってみているので分かるのですが、この69-77という方は、隣の新しく建てられた69-134の方から、隣地から大きい排水溝があって、そこからどぼどぼときて、下の69-112のほうに流れていっているような状況のように私は把握しております。

ということは、本当に解決するためには、隣の69-134の方からの流入する水、排水それから、自分の脇を通過して69-112そして69-17のほうに流れていくところ、これの流入量の調整であるとか太さであるとか、民民の形で解決すれば、一番簡単にいくのではないかと、こっちの大きな道路の公道まで手をつけなくても済むような気がしますので、もし可能であれば市役所の方には、隣地の方との話し合いをされてはどうですかというような提案というか、それでセッティングしてあげて、そして隣地の方だって自分はきちんとした、対処した形でやっているのでも何も文句を言われる筋合いはないと思います。

その場合は例えば、ほかに工事費用であるとか何らかの形で、69-77の請願者の方がこのぐらいの負担をすれば、大丈夫になるのではないかと、そういった形で、中に入れてあげるというのも一つの役割ではないかなと思うので、その辺りも含めて、本当に現実的な対応で可能な解決策も見出せるのではないかと、その辺りを含めて検討していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：今、いただきました御意見につきましては、まだちょっと実施していないところもございましたので、お話の内容につきまして、受け止めさせていただきまして、また、回答はしたのですが先ほどのように納得はいただけないという状況でございましたので、引き続き、現地については当然、行って、継続的にお話をさせていただくというように考えております。

委員長：そのほかにもございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 質疑を終わります。
当局の皆さんにはお忙しいところありがとうございました。
退席のため、暫時休憩いたします。

(休憩 : 11 : 18～11 : 19)

委員長 : 再開いたします。
次に、意見交換を行います。
休憩いたします。

(休憩 : 11 : 19～11 : 36)

委員長 : 再開いたします。
それでは次回の委員会で、請願者を参考人として呼び出して聞くということ
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ございませんのでそのように進めます。
日程につきましては、請願者の都合もあるかと思いますが、今の段階で、6月20
日の一般質問終了後、もしくは6月23日のNEC特別委員会開催日の午後という
ことでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : そのように、決定いたします。
以上で、本日の請願審査を終わります。
以上で、本日の案件は終了しました。
そのほか、委員の皆さんから何かございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で本日の委員会は終了します。
御苦労さまでした。

(閉会 午前11時38分)